

政府備蓄米の買戻し条件付売渡し要領（令和 7 年 2 月 14 日付け 6 農産第 4375 号農林水産省農産局長通知）の新旧対照表

（下線部は改正部分）

改 正 後	現 行
第 1 ・ 第 2 （略） 第 3 買戻し条件付売渡しに係る手続 1 （略） 2 入札数量の制限 農産局長は、全買受者の国内産の年間仕入数量の合計（様式第 2 号の 1 の玄米仕入数量の合計数量をいう。以下同じ）に占める各買受者の年間仕入数量の割合を売渡し予定数量に乗じて得た数量に <u>100 分の 110 を乗じた数量</u>を入札数量の上限として、各入札に参加する買受者（以下「入札参加者」という。）に通知する。 3 ～ 8 （略） 第 4 ～ 第 9 （略） 別紙 1 受託事業体と買受予定者との間で締結する政府所有米穀の売買契約における約定事項 （契約数量等） 第 1 条 受託事業体（以下「甲」という。）が買受者（以下「乙」という。）に売り渡す政府所有米穀の種類、<u>年産</u>、用途、数量、単価及び金額は、次のとおりとする。 一・二 （略） <u>三 用途 主食用</u> <u>四</u> （略） <u>五</u> 単価 <u>〇〇〇〇円/玄米 60 キログラム</u> <u>六</u> （略）	第 1 ・ 第 2 （略） 第 3 買戻し条件付売渡しに係る手続 1 （略） 2 入札数量の制限 農産局長は、全買受者の国内産の年間仕入数量の合計（様式第 2 号の 1 の玄米仕入数量の合計数量をいう。以下同じ）に占める各買受者の年間仕入数量の割合を売渡し予定数量に乗じて得た数量を入札数量の上限として、各入札に参加する買受者（以下「入札参加者」という。）に通知する。 3 ～ 8 （略） 第 4 ～ 第 9 （略） 別紙 1 受託事業体と買受予定者との間で締結する政府所有米穀の売買契約における約定事項 （契約数量等） 第 1 条 受託事業体（以下「甲」という。）が買受者（以下「乙」という。）に売り渡す政府所有米穀の種類、用途、数量、単価及び金額は、次のとおりとする。 一・二 （略） （新設） <u>三</u> （略） <u>四</u> 単価 <u>〇〇〇〇/トン</u> <u>五</u> （略）

2 (略)	2 (略)
第2条～第19条 (略)	第2条～第19条 (略)

附 則

- 1 この通知は、令和7年3月19日から施行する。
- 2 この通知の施行の際現にこの通知による改正前の政府備蓄米の買戻し条件付売渡し要領（令和7年2月14日付け6農産第4375号農林水産省農産局長通知）によりされている入札手続については、なお従前の例による。